

八王子市立船田小学校 令和7年度 いじめの防止等の基本的な方針と取組内容

学校のいじめ防止等の基本的な考え方

法や条例等

- 〈国〉いじめ防止対策推進法（H25）
いじめ防止等のための基本的な方針（H29 改定）
いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（H29）
不登校重大事態に係る調査の指針（H28）
- 〈都〉東京都いじめ防止対策推進条例（H26）
東京都いじめ防止対策推進基本方針（H26）
東京都教育委員会いじめ総合対策【第2次・一部改定】（R3）
- 〈市〉いじめを許さないまち八王子条例（H29）
八王子市教育委員会いじめ防止等に関する基本的な方針（R3.2月改定）

八王子市立船田小学校 いじめ防止基本方針

- いじめの防止等に関する基本的な考え方
- (1) 道徳教育の充実
- (2) 未然防止や早期発見のための措置および活動計画
- (3) SNS を通じて行われるいじめに対する対策の充実
- 令和7年度の重点項目
- 「(2) 未然防止や早期発見のための措置および活動計画」

令和7年度はいじめの防止等に向けた課題

○年3回の児童アンケートの意識調査の結果から、児童は「いじめは決して許されない」事だと理解できている。しかし「いじめはどの学校にもどの児童にも起こりうる」ものである。相談できる環境づくり、児童の些細な変化や兆候を見逃さない体制づくり、児童自らがいじめについて考える授業、児童との信頼関係の構築等、早期発見・未然防止の取組を一層推進していく。

いじめの防止等に関する校内体制

学校いじめ対策委員会

- 開催日 毎週水曜日 15時から
- 構成員 全教員、SC、SSW
※生活指導主任が対策委員会のコーディネーターを務めます。
- 役割 いじめの認知、いじめの対応協議、いじめの解消判断、校内研修の計画、学校いじめ防止基本方針の見直し等

いじめ対応の流れ

いじめの事実の確認→いじめを受けている児童、知らせた児童の安全確保→いじめ対策委員会（管理職・生活指導主任・特別支援コーディネーター・学年主任・担任）招集・対応について検討→児童への対応→教職員で内容の共有→保護者との情報共有、教育委員会と連携し、事実によっては関係機関と連携→少なくとも3か月の見守りを経て、いじめ対策委員会で解消判断 *いじめ対策委員会の議事録は、9年間保存。

いじめの防止等に関する教員研修

- 4月 3日 『いじめ』の定義の確実な理解と、『学校いじめ防止基本方針』に基づくいじめ対応
- 10月8日 小中一貫教育の日
「重大事態の理解と対応」～スクールロイヤー～
- 1月 7日 「いじめへの組織的な対応といじめを生まない環境づくり」

いじめの防止等に向けた授業、児童・生徒の取組など

いじめの防止等に関わる授業

- ふれあい月間（学期に1回）の取組。道徳「いじめのない世界へ」をテーマとした授業。
- 携帯電話・メールの使用を題材とした学習。
情報モラルウイーク（1～6年）～学期に一回～
- 「情報教育の話」児童集会
児童会の取り組み（1～6年）
- 「船田小 SNS 宣言」の作成と呼びかけ

SOS の出し方に関する授業

- 「自分を大切にしよう～不安やなやみへの対処～」（5・6年 保健）
- 「心のSOSに気づこう」（全学年 学級活動）
- ふれあい月間での全員面談
- スクールカウンセラーによる全員面談（5年）
- 困ったときの相談先の配布と周知（全学年）

いのちの大切さを共に考える日の取組

- 道徳（1～6年）「生命の尊さ」
- 生命を尊重する（生命の尊厳を感得し、生命ある全てのものを尊重する）心を育てる。
- 生活科（2年）「明日へジャンプ」
- 保健体育（4年）「育ちゆく体とわたし」
- 理科（5年）「受けつがれる生命」
- 校長講話 ○特活

児童の自己肯定感を高める取組

- 道徳（1～6年）「個性の伸長」
- コミュニケーション能力を高める活動や体験を重視した活動（運動会・展覧会・縦割り班活動・委員会・クラブ等）
- スモールステップを導入し、子どもたちに達成感を味わわせる教育活動。

保護者・地域・関係機関との連携

保護者

- ・保護者会等の機会に、学校いじめ防止基本方針等を説明する。
- ・子ども見守りシートの活用を周知し、いじめの早期発見・早期対応を図る。
- ・学校評価アンケートによる評価を学校はいじめ防止等の取組の改善につなげる。

地域

- ・学校運営協議会で学校はいじめ基本方針やいじめ防止等に関する取組を議題として協議する。
- ・道徳授業地区公開講座や授業公開等で学校はいじめ防止等の取組を地域に公開する。
- ・学校ホームページ等で学校の取組を周知する。

関係機関

- ・学校サポートチームを活用して、地域や関係機関等と連携して迅速にいじめに対処する。
- ・事案に応じて、児童相談所やSSW、警察等の関係機関とケース会議をもつなど、連携して対応する。
- ・児童や家庭へ相談窓口の一覧を長期休業前に周知する。